

新技術導入促進型工事实施要領

1. 定義

新技術導入促進型工事とは、工事の発注に当たって、新技術情報提供システム（New Technology Information System）（以下「NETIS」という。）登録技術等の新技術の現場での活用や、研究開発段階にありながら当該事業において工物品質向上等の効果が高いと期待される技術の現場での実証についての技術提案を求める工事をいい、以下の二つに分類する。

（1）新技術導入促進（Ⅰ）型

技術提案評価型 S 型又は施工能力評価型を適用する工事において、発注者が指定するテーマについて、NETIS 登録技術（技術資料の提出時まで「公共工事等における新技術活用システム」実施要領（以下「NETIS 実施要領」という。）に基づき登録の申請書類が受理された技術を含む。以下同じ。）等の実用段階にある技術を活用する提案を求め、総合評価においてその技術の活用の妥当性等について評価するもの。

（2）新技術導入促進（Ⅱ）型

原則として技術提案評価型 S 型を適用する工事において、発注者が指定するテーマについて、実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術の検証に関する提案を求め、総合評価において提案技術の有効性、具体性等について評価するもの。

2. 実施目的

技術提案に基づき、新技術導入促進（Ⅰ）型にあつては実用段階にある技術を有効に活用し、新技術導入促進（Ⅱ）型にあつては実用段階に達していない技術を工事の実施過程で実証・検証することにより、新技術を活用した効率的な施工管理、安全管理等による工物品質の向上等につなげることを目的とする。

3. 対象工事

（1）新技術導入促進（Ⅰ）型

技術提案評価型 S 型若しくは施工能力評価型を適用する工事のうち、NETIS 登録技術等の実用段階にある技術を対象に発注者が積極的な活用を促したい技術分野があり、主に複数の候補技術が存在するもの。

（2）新技術導入促進（Ⅱ）型

原則、技術提案評価型 S 型を適用する工事のうち、発注者と連携し施工現場において一体的に取り組むことにより、当該事業において工物品質向上等の効果が期待される技術があるもの。

4. 実施方法

(1) 新技術導入促進（I）型

1) 対象とする技術

NETIS 登録技術又は NETIS 掲載期間を終了しているが有効性が認められる技術を対象とする。

2) 求める提案

発注者が指定するテーマに対して、競争参加者に新技術の活用に関する提案を求める。技術提案評価型 S 型で実施する場合には、技術提案資料において提案を求めることとする。

3) 提案の審査及び評価

発注者は、提案された新技術の活用が有効かつ具体的であると認める場合に加点評価する。なお、技術提案評価型 S 型で実施する場合、新技術を含む技術提案の審査は、通常の技術提案と同様に、技術審査会（又は VE 審査会）において行うことを基本とする。

3) 新技術の活用に係る費用

受注者は、提案の審査結果に基づき、NETIS 登録技術等を活用する際、NETIS 実施要領に基づき新技術活用計画書の提出等を行う。

新技術の活用に係る費用は、入札参加者の応札価格に含むものとする。

4) 提案の不履行があった場合の措置

受注者が適切に提案の内容を履行しなかった場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責めによる場合には、契約不履行の違約金の徴収、工事成績評定の減点等の必要な措置を行う。その際、不履行の程度の評価等に関し、協議の円滑化のために中立かつ公平な立場から判断できる学識経験者の意見を聴くことも考えられる。契約不履行の違約金の額としては、例えば、次のような運用例がある（入札説明書記載例）。

なお、契約書第 18 条及び第 19 条の規定による変更等が生じた場合は、提案内容の履行の有無等について、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

【入札説明書における記載例】

受注者の責めにより、入札時の提案内容が実施されていないと判断された場合、実際に確認できた成果に基づき点数の再計算を行い、落札時の技術評価点との点差に対応した金額を契約不履行の違約金として徴収する。この取扱い方法については契約図書に記載するものとする。

また、併せて当該工事成績評定を減ずる等の必要な措置を行う。

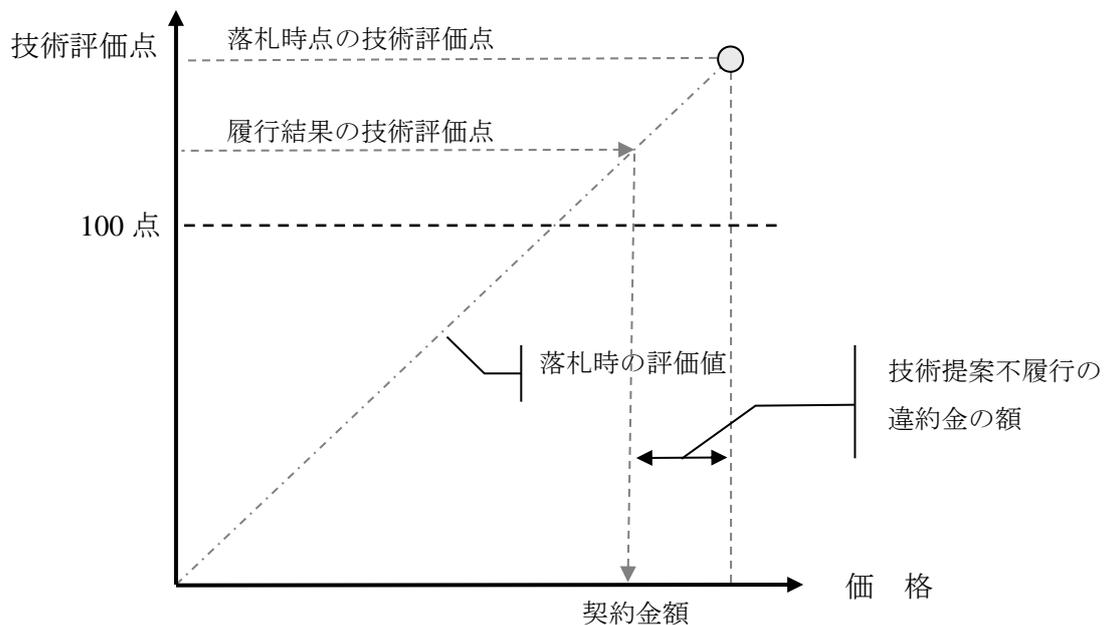


図 技術提案不履行の場合の違約金の算定例

5) 成績評価

新技術の活用に係る提案内容の実施状況も含めて、通常の工事と同様に工事成績評価を行う。

(2) 新技術導入促進（Ⅱ）型

1) 対象とする技術

実用段階に達していない技術、又は要素技術など研究開発段階にある新技術のうち、当該工事において新技術を活用することによって、施工管理の効率化若しくは安全性の向上等の観点から有効であり、工事品質の向上等に効果があると考えられる技術を対象とする。

2) 求める提案

発注者は、原則として技術提案評価型S型を適用する工事において、テーマを指定する。入札参加者は、指定されたテーマについて、所定の提出様式を使用した技術提案書類に、実証する技術の内容、現場実証の方法、実証費用に関する参考見積もり、今後の活用の見通し等を記載する。

3) 技術提案の審査及び評価

発注者は、提案により開発される技術の新規性、有効性、現場実証の具体性を認める場合に加点評価する。また、提案された技術については、契約後に第三者委員会に諮ることも可能とする。

4) 新技術の実証に係る費用

新技術の現場実証に要する費用については、当初から予定価格に計上し、入札説明書に計上額を明示する。発注者は契約後に受注者から新技術の現場実証に係る計画及び見積りの提出を求め、現場で数量等の変更が生じた場合は必要に応じて設計変更を実施する。

ただし、提案内容に新規性や有効性、具体性が認められなかった場合は、当該工事において新技術の活用を実施せず、発注者が必要額を負担しないものとする。

4-1) 積算

新技術の現場実証に要する費用については、当初から予定価格に計上する。積算にあたっては、実証に要する試験費用、報告書作成費用等について積算基準もしくは類似事例を参考にすること等により適切に設定するものとする。また、設計変更の取扱いについては、特記仕様書に条件明示する。

【計上方法（例）】

新技術の現場実証に要する費用については、共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上すること。

① 項目名（例）：新技術の現場実証費用

※施工歩掛コードは、オプション入力コードとする。

② 施工単位：式

③ 計上額：〇〇〇〇万円

※新技術の現場実証費用は、間接費を含む費用とするため、管理費区分「9」を設定する。

4-2) 予算決算及び会計令第85条の基準（低入札価格調査基準）の取扱い

予算決算及び会計令第85条に基づく基準については、新技術の現場実証費用を含めた工事価格に対して設定し、当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合においては、低入札価格調査を適切に実施するものとする。

4-3) 設計変更

発注者は工事契約後に新技術の現場実証に係る計画及び費用の提出を受注者に求める。現場条件等の変更により新技術の現場実証について数量等の変更が生じた場合は、受発注者で協議の上、必要に応じて設計変更を実施するものとする。

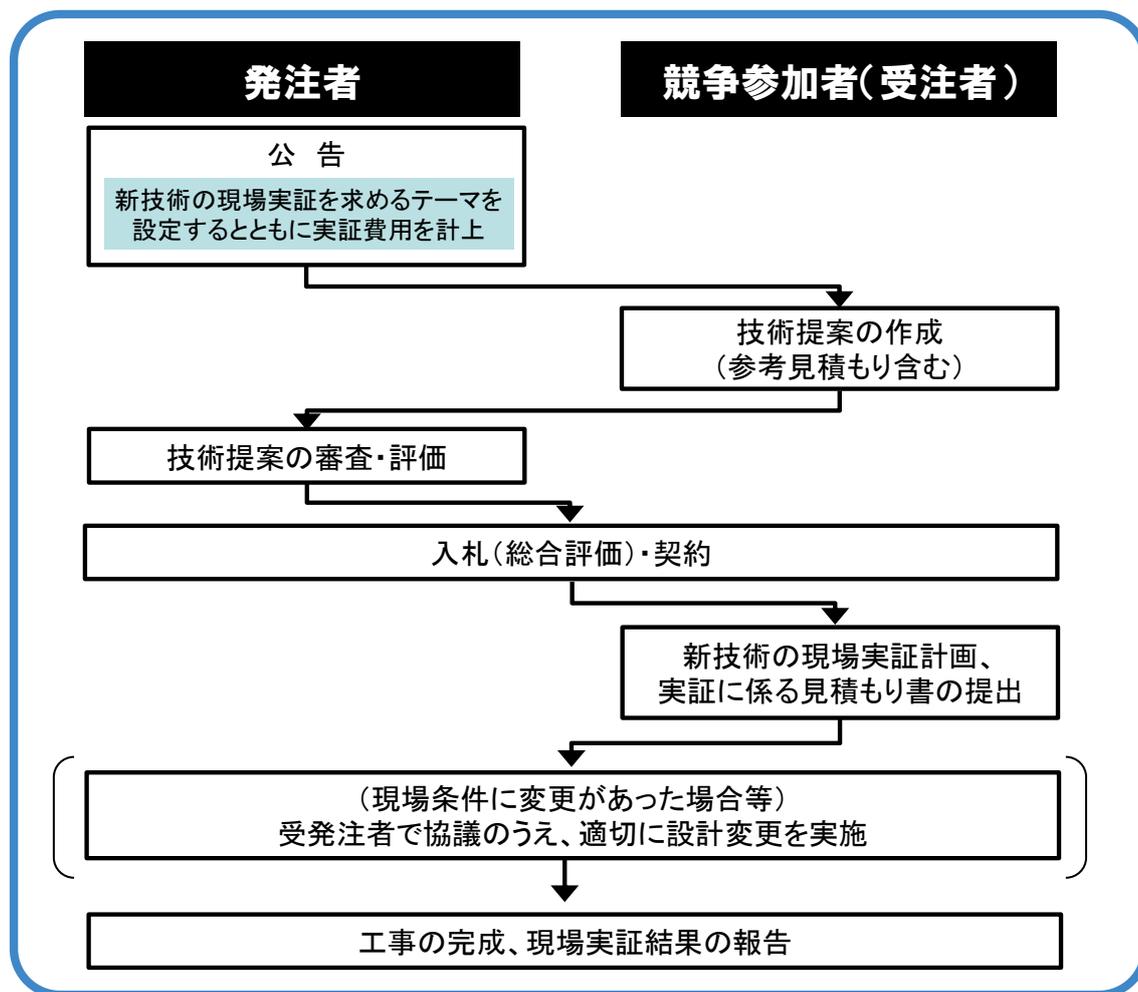


図 新技術導入促進Ⅱ型の手続きの流れ

5) 提案の不履行があった場合の措置

受注者が適切に提案の内容を履行しなかった場合*には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責めによる場合には、契約不履行の違約金の徴収、工事成績評定の減点等の必要な措置を行う。その際、不履行の程度の評価等に関し、協議の円滑化のために中立かつ公平な立場から判断できる学識経験者の意見を聴くことも考えられる。契約不履行の違約金の額としては、例えば、次のような運用例がある（入札説明書記載例）。

なお、契約書第 18 条及び第 19 条の規定による変更等が生じた場合は、提案内容の履行の有無等について、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

*提案内容の履行については、新技術に関する現場実証の有無であり、成功の可否ではない。

【入札説明書における記載例】

受注者の責めにより、入札時の提案内容が実施されていないと判断された場合、実際に確認できた成果に基づき点数の再計算を行い、落札時の技術評価点との点差に対応した金額を契約不履行の違約金として徴収する。この取扱い方法については契約図書に記載するものとする。

また、併せて当該工事成績評定を減ずる等の必要な措置を行う。

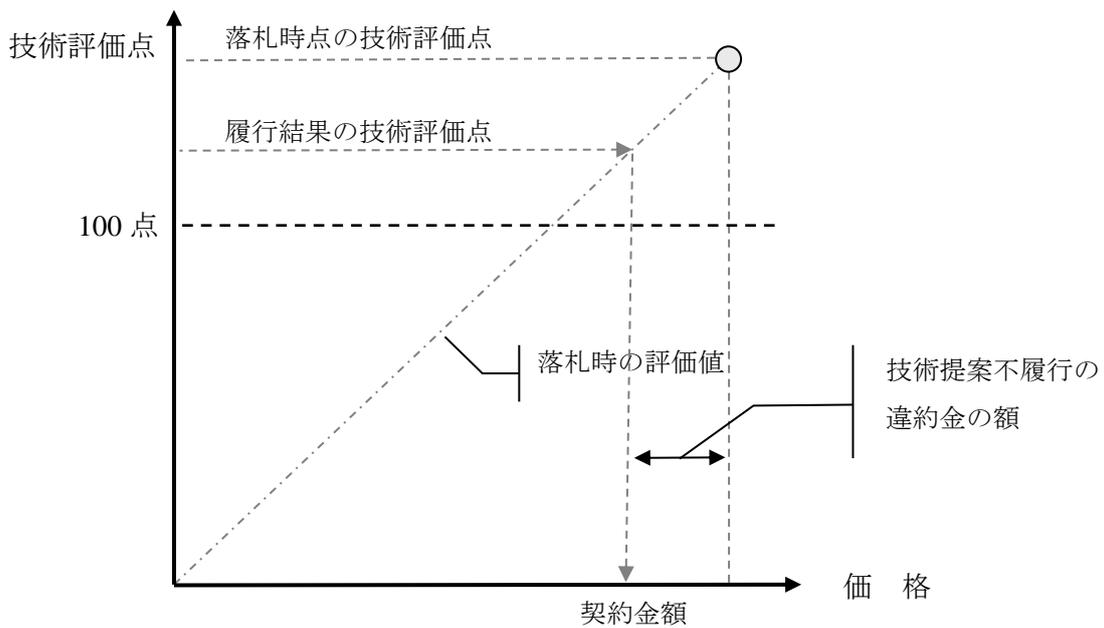


図 技術提案不履行の場合の違約金の算定例

6) 成績評価

実証及びその結果については、5)に記載されているペナルティに係る措置を除き、工事成績評定の対象外とする。

7) 知的財産の帰属

当該工事における実証を通じて開発された技術等に関する知的財産の取扱いについては、産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第19条の考え方を適用し、一定の要件のもと、技術開発により生じた知的財産権を受注者から譲り受けないことを基本とする。

ただし、成果物(技術開発により得られ文書化される技術情報のうち、成果物として引き渡される物)に係る著作権はこれまでどおり発注者に帰属するものとする。

発注者は次の要件を設計図書に明示するものとする。

- ・本業務における技術開発により生じた知的財産権の取り扱いについては、産業技術力強化法第19条によるものとする

- ・当該知的財産権が存続期間の満了等により消滅するまでの間、専用実施権及び独占的な通常実施権等^(*)を設定しないこと
- ・受注者が知的財産権又は知的財産権を受ける権利の全部若しくは一部を譲渡しようとするときには、上記の規定の適用に支障を与えないように契約等において定めた上で行うこと

参考として、知的財産権の帰属の考え方を下図に示す。

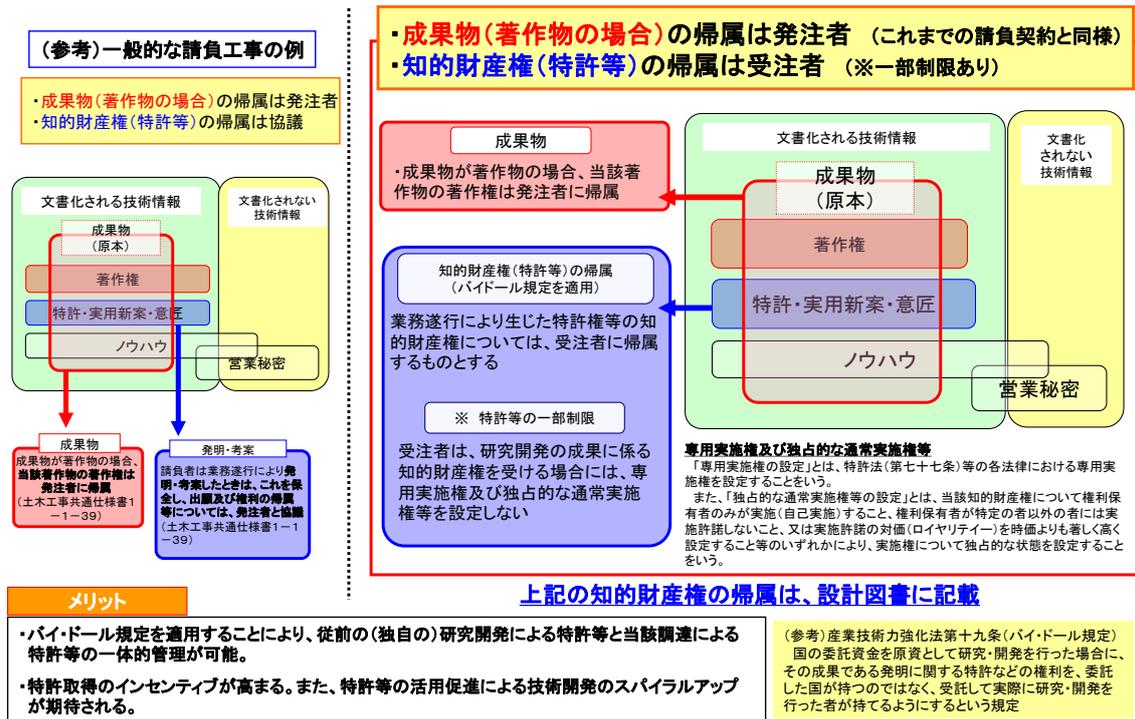


図 知的財産権の帰属の考え方 (参考)

^(*)専用実施権及び独占的な通常実施権等

「専用実施権の設定」とは、特許法第七十七条における専用実施権、実用新案法第十八条における専用実施権、意匠法第二十七条における専用実施権、半導体集積回路の配置に関する法律第十六条における専用利用権、種苗法第二十五条における専用利用権を設定することをいう。

また、「独占的な通常実施権等の設定」とは、当該知的財産権について権利保有者のみが実施(自己実施)すること、権利保有者が特定の者以外者には実施許諾しないこと、又は実施許諾の対価(ロイヤリティー)を時価よりも著しく高く設定すること等のいずれかにより、実施権について独占的な状態を設定することをいう。

5. 発注における入札公告等

入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、以下のとおりとする。なお、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

(1) 新技術導入促進（I）型

【入札公告】記載例

(記載例)

『1 工事概要』に以下を追記する。

(番号) 本工事は、NETIS 登録技術等の新技術の現場での活用のため、発注時に新技術の活用に係る技術提案等を求める新技術導入促進（I）型工事である。

【入札説明書】記載例

(記載例)

『(番号) 工事概要』に以下を記載

(番号) 工事の実施形態

(番号) 本工事は、NETIS 登録技術等の新技術の現場での活用のため、発注時に新技術の活用に係る技術提案等を求める新技術導入促進（I）型工事である。

発注者が指定したテーマに基づき、NETIS 登録技術、技術提案資料の提出時までに NETIS 実施要領の手続きに則り登録申請書類が受理された技術又は NETIS 掲載期間が終了しているが有効性が認められる技術等（以下「NETIS 登録技術等」という。）を対象に、本工事で活用する技術やその活用方法を記載した新技術活用方針の提出を求める。

なお、新技術の活用に係る費用は応札価格に含むものとする。

(施工能力評価型の場合)

『(番号) 総合評価に関する事項』に以下を記載

(番号) 総合評価に関する事項

(番号) 評価の基準

(番号) 企業の技術力

評価項目

新技術の活用

当該工事において、NETIS 登録技術等を活用する場合は、新技術活用方針を提出すること。ただし、新技術については、『○○（※工事の特性に応じたテーマを設定）』に関連する技術を選定すること。

評価基準	評価点
・ 提案された新技術の活用が有効かつ具体的である場合	1点
・ 提案された新技術の活用が有効かつ具体的でない場合	0点

【メモ】 技術提案評価型 S 型で実施する場合は、技術提案の提出において、新技術の活用を求める。

【特記仕様書】 記載例

<p>(記載例)</p> <p>第〇〇条 新技術導入促進（I）型工事について</p> <p>1. 新技術導入促進（I）型工事</p> <p>本工事は、NETIS 登録技術等の新技術の現場での活用のため、発注時に新技術の活用に係る技術提案を求める新技術導入促進（I）型工事である。</p> <p>2. 定義</p> <p>新技術導入促進（I）型工事とは、建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上等のため、仕様書等がない新技術を求める工事である。本工事では、発注者が指定したテーマについて、施工者からの提案により、新技術を活用し、工事を実施するものである。</p> <p>第〇〇条 新技術活用に係る費用について</p> <p>1. 新技術の活用に係る費用は応札価格に含むものとする。</p> <p>第〇〇条 新技術活用の提案内容の履行について</p> <p>契約書第 18 条及び第 19 条の規定による変更等が生じた場合は、提案内容の履行の有無等について、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。</p> <p>第〇〇条 新技術活用の提案内容に不履行があった場合の措置</p> <p>受注者の責めにより、入札時の提案内容が実施されていないと判断された場合、実際に確認できた成果に基づき点数の再計算を行い、落札時の技術評価点との点差に対応した金額を契約不履行の違約金として徴収する。</p>
--

(2) 新技術導入促進 (Ⅱ) 型

【入札公告】 記載例

(記載例)

『1 工事概要』に以下を追記する。

(番号) 本工事は、建設現場におけるイノベーションを推進するため、発注時に研究開発段階にある新技術の現場実証等を技術提案として求める新技術導入促進 (Ⅱ) 型工事である。

【入札説明書】 記載例

(記載例)

『(番号) 工事概要』に以下を追記する。

(番号) 工事の実施形態

(番号) 本工事は、建設現場におけるイノベーションを推進するため、発注時に研究開発段階にある新技術の現場実証等を技術提案として求める新技術導入促進 (Ⅱ) 型工事である。

【メモ：新技術の現場実証費用については各地整において設定する。】

(番号) 本工事において、「(技術提案テーマ)」の実証に関する費用として〇万円を共通仮設費に計上している。なお、実証に要する費用は監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

(番号) 総合評価に関する事項

(番号) 評価の基準

(番号) 企業の技術力

評価項目

新技術の実証

「〇〇 (※工事の特性に応じたテーマを設定)」に関して、実証する技術の内容、当該施工現場における現場実証の方法、今後の見通しについて様式〇により提出すること。

評価基準

評価内容

- | | |
|-------------------------------|----|
| ・提案された新技術の開発が有効かつ具体的である場合 | 〇点 |
| ・提案された新技術の開発に有効性、具体性が認められない場合 | 不可 |

【特記仕様書】記載例

(記載例)

第〇〇条 新技術導入促進（Ⅱ）型工事について

1. 新技術導入促進（Ⅱ）型工事

本工事は、建設現場におけるイノベーションを推進するため、発注時に研究開発段階にある新技術の現場実証等を技術提案として求める新技術導入促進（Ⅱ）型工事である。

2. 定義

新技術導入促進（Ⅱ）型工事とは、主として実用段階に達していない技術、又は要素技術など研究開発段階にある新技術のうち、当該工事において新技術を活用することによって、施工管理の効率化若しくは安全性の向上等の観点から有効な技術を現場に導入する工事である。

第〇〇条 新技術に関する現場実証等について

現場実証に当たっては、技術提案資料として提出された現場実証計画を基に新技術の実証に関する具体的な実施計画を作成し、監督員と協議を行う。協議を経た実施計画に基づき、現場実証を行い、下記の内容について報告書としてとりまとめ、監督員に提出するものとする。

1. 実証計画
2. 実証結果
3. 当該技術の開発や開発後の適用にあたっての課題等

第〇〇条 新技術の実証に係る費用負担

1. 新技術の開発に関して現場実証に要する費用については、〇〇〇〇万円（税抜き）を見込んでいる。ただし間接費は上記費用に含まれている。

なお、受注者は、契約締結後に新技術の現場実証に係る計画及び実証費用を書面にて提出すること。

2. 新技術の現場実証費用の設計変更については、受注者が提出した見積りにより監督職員と協議のうえ、行うものとする。
3. 上記により難しい場合は、監督職員と協議のうえ、定めるものとする。

第〇〇条 新技術活用の現場実証に関する提案内容に不履行があった場合の措置

受注者の責めにより、入札時の提案内容が実施されていないと判断された場合、実際に確認できた成果に基づき点数の再計算を行い、落札時の技術評価点との点差に対応した金額を契約不履行の違約金として徴収する。

